

- ・「税を考える週間」
- ・会のうごき
- ・税務署からのお知らせ
- ・県税だより、新入会員のご紹介
- ・会員寄稿記事



荘厳寺（西脇市黒田庄町） 藤原由樹 提供

※事務局では表紙を飾る写真を募集しています。 投稿先nisiwaki@nk-net.co.jp



『税を考える週間』

11/11~11/17

「税を考える週間」は、国税庁が毎年11月11日から17日を税に関する広報・広聴週間として定め、関係民間団体等と連携・協調して、広報広聴施策の取り組みを行うというものです。本年も「暮らしを支える税」をテーマに国民各層の皆様にご生活と税の関わりを理解していただくことにより、納税意識の向上を図ることとされています。

西脇納税協会、西脇多可地区納税貯蓄組合連合会においても、税務署や租税教育推進協議会など関係機関とともに各種説明会の開催や地域のイベントに「税の広場」を開設し、税の資料展示やクイズの実施などにより暮らしに身近な税の紹介を行います。

■ 納税表彰式 11月14日 西脇ロイヤルホテル

■ 税の広場

11月5日 第18回多可町ふれあいまつり

11月19日 にしわき産業フェスタ2023

■ 紙芝居の実施

9月15日 桜丘小学校1年生(12名)

10月17日 日野小学校1・2年生(56名)

11月8日 松井小学校1・2年生(37名)

■ 税についての作品募集と展示

〔作文〕中学生 6校 379編

〔書道〕小学生 13校 247点 〔ポスター〕小学生 8校 27点

〔書道・ポスター作品の展示〕

○期間 多可町：11/6(月)~30日(木)

西脇市：11/20(月)~30日(木)

○場所 中兵庫信用金庫/西脇・黒田庄・中町・加美町
兵庫県信用組合/八千代



紙芝居 桜丘小学校



拡大常任理事会



中学生の税の作文選考会

会の動き

会議等

- 8月23日 正副会長会 常任理事会・支部役員会について
- 8月25日 拡大常任理事会
- 9月12日 中学生の税の作文選考会
- 9月21日 正副会長会・福祉制度委員会
- 10月6日 広報委員会 税の箴への掲載事項について
- 10月12日 中区・加美区合同支部役員会
- 10月16日 西脇中央支部役員会
- 10月18日 三支部合同役員会(西脇東部、北部、黒田庄)
- 10月19日 八千代区支部役員会
- 10月20日 西脇西部支部役員会



TEL : 0795-22-2931(代表)

MAIL : info@taitekko.jp

https://tainexas.jp/

兵庫県西脇市上野323

PROMOTE A CREATIVE
FISHING STYLE



株式会社 まるふじ

〒677-0021 兵庫県西脇市蒲江 282

TEL (0795) 22-4338

FAX (0795) 23-1121

http://info-marufuji.com

青年部会

- 9月8日 淡路・播磨納税協会青年部会連絡協議会総会
- 9月13日 租税教室講師養成研修
- 10月4日 三木・社・西脇 納税協会青年部会ゴルフ交流会
- 10月27日 納税協会青年の集い京都大会
講演会 講師 立石文雄氏「未来を拓く企業理念経営」

うららの会

- 風車の作製
10月26日(木) 西脇納税協会

研修会・講習会

- 記帳説明会
8月28日～29日に税務署と共催で、個人事業者を対象に記帳説明会を実施しました。

年末調整説明会

西脇納税協会では、西脇税務署及び西脇市、多可町と共催で、以下の通り年末調整説明会を開催いたします。

「電子帳簿保存法」や「スマホを利用した電子納税証明書」についての説明もあります。どうぞ、お気軽にご参加ください。

事前の予約は必要ありませんが、両会場とも先着100名様までとさせていただきます。

開催日	時間	場所	講師
11月15日(水)	13:30～15:35	ベルディーホール 会議室	税務署担当官 多可町税務課
11月21日(火)	13:30～15:35	ミライエ 多目的ホール	税務署担当官 西脇市税務課

<p>創色 色感 感性</p> <h2>播磨染工株式会社</h2> <p>染色整理加工</p> <p>〒677-0122 兵庫県多可郡多可町八千代区下野間11番地 TEL 0795-37-1153 FAX 0795-37-1156</p>	 <p>株式会社 名刀針</p> <p>各種釣針製造販売</p> <p>〒677-0021 兵庫県西脇市蒲江5-3 TEL(0795)23-2617 FAX(0795)23-5153 Official site:http://www.meito-bari.co.jp</p>
 <p>品質のいい生地がたくさん</p> <p>肌に優しい自然派素材の布専門店 先染織物卸 株式会社 丸福商店</p> <p>〒677-0052 兵庫県西脇市和田町36 TEL.(0795)22-3166 FAX.22-2266</p>   <p>ハッピーサークル ショップサイト</p> <p>ハッピーサークル インスタグラム</p>	<p>和食・すし・牛めし お気軽にご相談下さい</p>  <h2>けんしん亭</h2> <p>〒679-0316 兵庫県西脇市黒田庄町大門 TEL (0795)28-2557 FAX (0795)28-4526 http://www.kenshintei.co.jp/</p>

国税の納付は キャッシュレス納付 をご利用ください！

Go Digital
Go Cashless



国税庁
e-Tax
キャラクター
イータ君

簡単！
便利！

業務
効率化！

非対面で
納付！

金融機関や
税務署に
行く必要
なし！

ダイレクト納付

こんな方に
おすすめ！

- e-Taxを利用している方
- 源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

e-Taxで申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、**即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付**する手続です。

- ▶ 事前にダイレクト納付利用届出書を提出することで、**複数の預貯金口座を選択**(※)できます。
- ▶ 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する**予納制度にも対応**しています。

※ 同一金融機関における複数の預貯金口座のダイレクト納付の利用可否については、国税庁ホームページで「利用可能金融機関一覧」をご確認ください。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります。個人の方は、e-Taxによる提出も可能です。
- 届出書の提出からご利用可能まで1か月程度（e-Taxでの提出は1週間程度）かかります。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

振替納税による納付

こんな方に
おすすめ！

- 所得税や消費税の申告書を毎年提出する
個人事業主の方

納税者ご自身名義の預貯金口座からの**口座引落としにより自動的に納付**する手続です。

- 利用可能税目 ①「申告所得税及び復興特別所得税」(※1)
②「消費税及び地方消費税（個人事業者）」(※2)
- ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ振替依頼書を提出していただく必要があります。e-Taxによる提出も可能です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。

※1 期限内に申告された確定申告（3期）分及び延納分、予定納税（1期、2期）分が対象です。

※2 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分が対象です。

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、e-Taxで提出できます！

▼オンライン提出(Web版)
マニュアル(2,392KB)

▼オンライン提出(SP版)
マニュアル(3,054KB)

パソコンやスマホからe-Taxソフト(WEB版・SP版)にログインし、必要事項を入力することで、金融機関届出印の押印なしにオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能です。



スマホアプリ納付

こんな方に
おすすめ!

Pay払いを利用している方

▼こちらから
決済専用サイトに
アクセスできます



スマートフォン決済専用のWebサイト（国税スマートフォン決済専用サイト）へアクセスし、**Pay払いで納付**する手続です。

- 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。
※ 利用するPay払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能です。
- 領収証書は発行されません（納付内容（PDF）データで納付情報をご確認ください。）。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、Pay払いによる納付はできません。

インターネットバンキング等からの納付

こんな方に
おすすめ!

インターネットバンキング
を利用している方
近くに金融機関のATMが
ある方

インターネットバンキングやATMから納付する手続です。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続が必要です。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxによる徴収高計算書データの送信が必要です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

クレジットカード納付

こんな方に
おすすめ!

クレジットカードを利用
している方

▼こちらから
お支払サイトに
アクセスできます



パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスし、**クレジットカードにより納付**する手続です。

- 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は利用明細等をご確認ください。）。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

キャッシュレス納付
以外の便利な納付方法

コンビニ納付
(QRコード)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」及び「コンビニ納付用 QR コード作成専用画面」等で作成・出力した「QRコード」をコンビニのキオスク端末に読み取らせることで、バーコード（納付書）を出力し、コンビニのレジで納付する手続です。

- 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「マルチコピー機」端末設置店舗のみ）となります。
- 利用可能額は、バーコード（納付書）1枚につき30万円以下となります。
- 領収証書は発行されません（払込金受領証は発行されます。）。
- 作成した「QRコード」（PDFファイル）をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「マルチコピー機」端末に読み取らせることも可能です。

※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



各納付方法の詳細は、国税庁ホームページの「納税に関する総合案内」からご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm>

▼詳細はこちら



▼e-Tax ホームページ



▼e-Taxソフト(Web版)



▼e-Taxソフト(SP版)



国税に関するご質問・ご相談は

国税庁ホームページで解決！

あなたの疑問？

ふたばが解決します！

「所得税・消費税の確定申告」・「インボイス制度」
についてのご質問はチャットボットをご利用ください

24時間365日いつでも利用可能！

※メンテナンス期間を除きます。

「年末調整」は10月上旬から対応します。

国税庁 ふたば



スマホでのご利用は
こちらから▼



税務職員ふたば

チャットボットと合わせて

タックスアンサーで解決！

～あなたに合った検索方法でご利用ください～

- ☆ 自分に合った状況から！
- ☆ キーワードから！
- ☆ 分野から！

国税庁 タックスアンサー



国税庁ホームページで解決しない場合には、

「国税相談専用ダイヤル」（電話相談）をご利用ください（裏面）



国税庁 法人番号7000012050002

(R5.8)

国税に関するご質問・ご相談は

電話で解決

令和5年11月1日(水)

国税相談専用ダイヤル スタート!

コ ク セ イ
0570 - 00 - 5901 (全国一律料金)

受付時間 平日8:30~17:00 (土日祝日及び12月29日~1月3日を除く。)



音声案内に沿って、次の「1」~「6」を選択します。
(確定申告期には、「0」確定申告が追加されます。)

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

- ・ 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
- ・ 税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
- ・ 上記ナビダイヤルにつながらない場合は、**所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください。**

インボイス制度に関するご相談は「インボイスコールセンター」へ

0120 - 205 - 553 (フリーダイヤル)

受付時間 平日9:00~17:00 (土日祝日及び12月29日~1月3日を除く。)

税務署で相談 (事前予約制)

電話での回答が困難な相談については、お電話等で事前に相談日時等を予約いただいた上で、所轄の税務署において相談をお受けしています。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください。

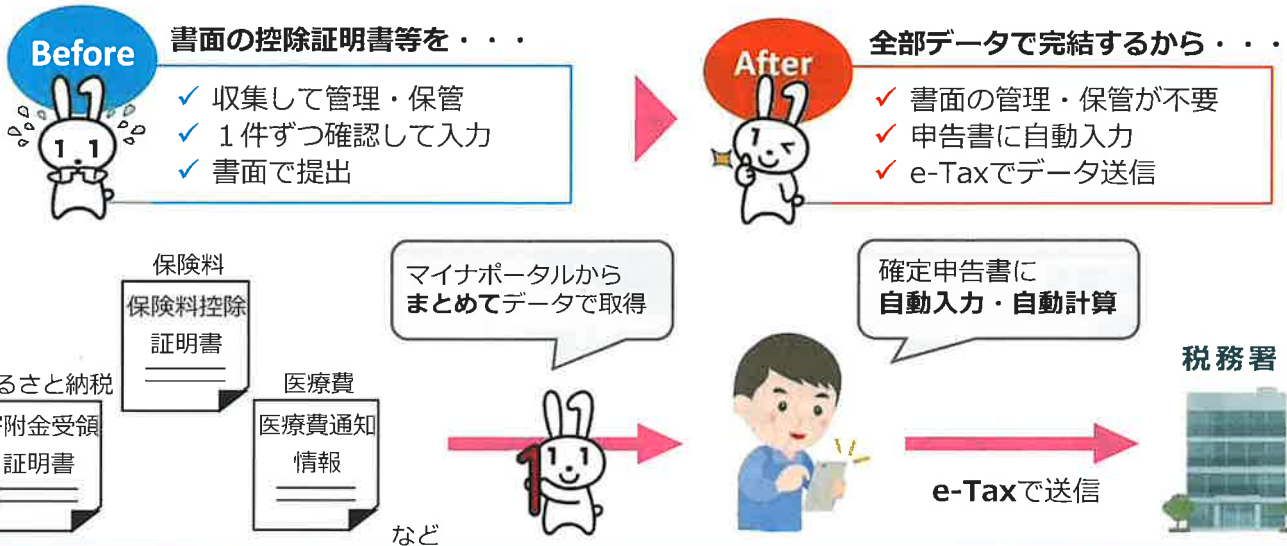


(裏面)

マイナンバーカード × マイナポータルと連携 確定申告書に自動入力

ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪



令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係

- NEW** 給与所得の源泉徴収票※
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座

控除関係

- 医療費・ふるさと納税
- 生命保険・地震保険
- 社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)
- NEW** iDeCo・**NEW** 小規模企業共済掛金
- 住宅ローン控除関係



※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

マイナポータル連携を利用するための準備は裏面をご確認ください

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携について詳しくはこちら！

国税庁HPの「**マイナポータル連携特設ページ**」をご確認ください。



マイナポータル連携を利用するには？

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの**事前準備が必要**です。事前準備の詳細は、国税庁HPの「**マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備**」をご確認ください。

事前準備の詳細はこちらから



！ 事前準備には、以下のものがが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）



！ 事前準備はお早めに！

事前準備を行った後、実際に証明書等のデータを取得できるようになるまで数日を要する場合があります。確定申告前にお早めのご準備をお願いします。（マイナンバーカードの取得もお早めに！）

！ 「給与所得の源泉徴収票」情報の自動入力について

「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力するためには、マイナポータル連携に係る事前準備のほか、e-Taxのマイページで情報の取得を希望する旨の登録等が必要です。

詳しくは国税庁HPの特設ページをご覧ください。

特設ページはこちらから



確定申告書の作成

事前準備が完了したら、国税庁HPの「**確定申告書等作成コーナー**」から、**マイナンバーカードを使ってe-Tax!** マイナポータル連携を利用して確定申告書を作成できます！

作成コーナー



確定申告書等作成コーナーはこちらから



相続税の申告をされる皆さまへ

相続税申告は

e-Taxをご利用ください



国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

e-Taxのメリット

- ✓ **税務署や金融機関に出向くことなく手続可能**
インターネットを利用して申告、申請・届出、納付手続をすることができます。
- ✓ **申告書のデータ管理・ペーパーレス化**
添付書類も含めて、送信した申告書をデータで管理することができます。また、データで管理することにより、ペーパーレス化につながります。
- ✓ **遠隔地の場合でもスムーズに手続可能**
複数の財産取得者が共同で手続を行う場合、書面で申告書等を郵送する時間がかからず、スムーズに手続できます。

e-Taxご利用の準備

●利用者識別番号の確認・取得

e-Taxのご利用には、16桁の利用者識別番号が必要です。過去に国税に関する手続でe-Taxを利用されたことがある場合、その際に用いた利用者識別番号をご利用いただけます。

利用者識別番号の確認については、裏面の確認手順をご覧ください。

税理士へ依頼する方へ

相続税申告書の作成を税理士へ依頼する場合は、裏面の「利用者識別番号の確認手順」で把握した利用者識別番号を、税理士へお伝えください。

【利用者識別番号】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



国税庁 法人番号7000012050002

令和5年6月

利用者識別番号の確認手順

所得税や贈与税の申告手続きをされたことがありますか？

はい or 覚えていない

いいえ

利用者識別番号が確認できる書類はお持ちですか？

— 書類の一例 —

◎ 申告書等送付票

◎ 確定申告のお知らせ

令和04年分の申告書等送付票(兼送付書)【控用】

住所 (〒 -)
氏名
整理番号
受付日時

利用者識別番号

令和4年分 重要 確定申告のお知らせ

利用者識別番号
XXXX XXXX XXXX XXXX

はい

いいえ

お持ちの書類に記載された利用者識別番号をご利用いただけます。
※ 税理士へ依頼される場合は、この番号をお伝えください。

e-Taxのマイページを確認できますか？

マイページ

本人情報設定

基本情報

メールアドレス

基本情報

利用者識別番号
XXXX XXXX XXXX XXXX

※ マイナポータル「もっとつながる」機能を利用し、e-Taxと連携した後に遷移する「TOP画面」より「マイページ」をご利用ください。
詳細は、e-Taxホームページ「[マイナポータルとの連携](#)」をご確認ください。
※ 利用者識別番号は、e-Taxソフト（Web・スマホ版）・受付システムからも確認できます。

【マイナポータルとの連携】

はい

いいえ

表示した利用者識別番号をご利用いただけます。
※ 税理士へ依頼される場合は、この番号をお伝えください。

「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」をご自身の住所地を管轄する税務署に提出し、利用者識別番号を取得してください。
※ 届出書の提出は税理士へ依頼することも可能です。
※ 利用者識別番号が不明な場合は、変更等届出書を提出してください。

納税方法（ダイレクト納付のご案内）

事前にe-Taxで「ダイレクト納付利用届出書」を提出することで、即時又は指定した期日に、口座引き落としにより納付することができます。
税理士が代わりに手続きを行うこともできます。
詳細は、国税庁ホームページ「[ダイレクト納付の手続](#)」をご確認ください。



【ダイレクト納付の手続】

ご存じですか？電子取引データの保存方法

令和6年1月以降、全ての事業者は、電子取引データをデータのまま保存することが義務化されます

(※ 申告所得税・法人税に限る)

※ 令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えないこととされています (事前申請等は不要)。

保存すべき電子データとは？

◆ 紙でやり取りしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※ 受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。



☑ まずは、身近に電子データがないかチェックしましょう！

◆ 仕入や経費の精算を以下の方法で行っている。

- 電子メールにより請求書や領収書等のデータ (PDFファイル等) を受領
- インターネットのHPからダウンロードした請求書や領収書等のデータ (PDFファイル等) を利用
- クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- 従業員が立替払いした経費の領収書を電子データで受領



◆ 売上や収入の請求を以下の方法で行っている。

- 電子メールにより請求書や領収書等のデータ (PDFファイル等) を送付
- 自社のインターネットHPで請求書や領収書等のデータ (PDFファイル等) を提供

いずれかに☑がついた場合には、その電子データについて
原則として次の要件を満たした上で保存することが必要です。

① 改ざん防止のための措置をとる (次ページ①)

② 「日付・取引先・金額」で検索できるようにする (次ページ②)

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め (税務職員にデータのコピーを提供すること)」に応じることができるようにしている場合であって、**以下のいずれかに該当する方は②の要件は不要**です。

- ・ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて、2年(期)前の売上高が**5,000万円以下**である方
- ・ 電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている方 (令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用)

③ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

① 「改ざん防止のための措置をとる」とは？

◆ 次の1～4の**いずれかの対応**が必要です。

- 1 タイムスタンプが付与されたデータを受け取る
- 2 保存するデータにタイムスタンプを付与する
- 3 履歴が残るシステム又は訂正削除ができないシステムでデータを授受・保存する
- 4 **改ざん防止に関する事務処理規程を作成し運用する**

※ システム費用等をかけずに導入できる「改ざん防止に関する事務処理規程」については、[国税庁HPでサンプルを掲載しています](#)ので、ひな形としてご活用ください。

国税庁HPはこちら→



② 「日付・取引先・金額で検索できるようにする」方法とは？

◆ 専用システムや会計ソフト等を導入せずとも、「**日付・取引先・金額**」で検索できる次の**いずれかの方法**でも、検索機能を確保していることとなります。

- 1 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法
表計算ソフト等で「**日付・取引先・金額**」を入力し、索引簿を作成しておくことで表計算ソフト等の機能を使って検索する方法
- 2 規則的なファイル名を付す方法
データのファイル名に規則性をもって「**日付・取引先・金額**」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20230118	100000	A社	請求書
2	20230124	200000	B社	契約書
3	20230201	100000	A社	領収書
...				
50	20231231	500000	C社	請求書

(例)
2023年1月31日に、(株)AからPDFファイルで受け取った100,000円の請求書なら、「20230131_(株)A_100000」



- 20230131_(株)A_100000.pdf
- 20230303_(株)B_180000.msg
- 20230424_(株)C_350000.pdf

さらに、令和5年度税制改正で要件が緩和されました！

次の(1)と(2)の要件を**いずれも満たしている場合**、改ざん防止（前ページ①）や検索機能（前ページ②）などの対応は不要となり、**電子取引データを単に保存するだけでよいことと**されました。

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用

(1) 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要）

(2) 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

次の制度の導入も併せてご検討ください。

電子帳簿等保存

一定の要件を満たした優良な電子帳簿の備付け及び保存をすることで、**過少申告加算税の軽減措置**や所得税の**青色申告特別控除（65万円）**の適用を受けることができます。



スキャナ保存

一定の要件を満たすことで紙の請求書、領収書やレシート等をスキャナまたはスマホのカメラ機能で電子データ化し保存することができます。



電子帳簿等保存制度について、より詳しい情報を知りたい方は、**国税庁HP**をご確認ください。

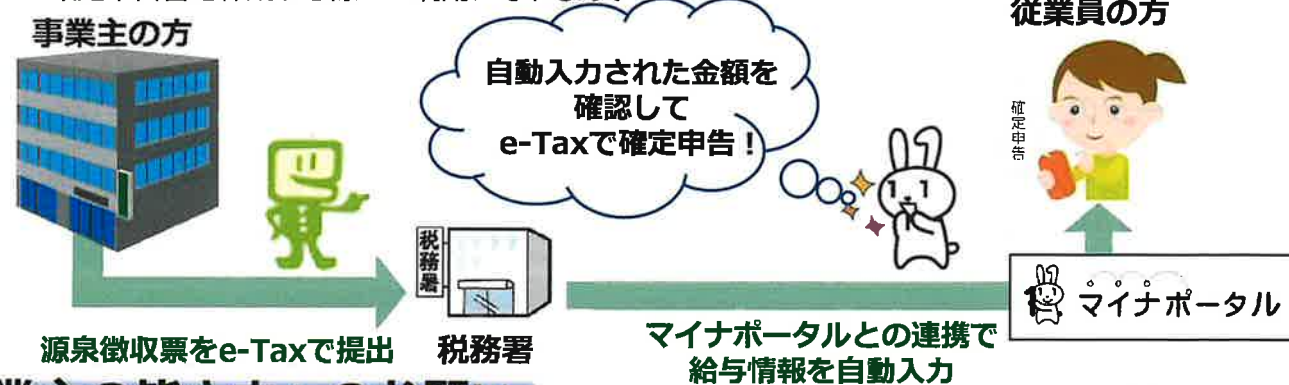
国税庁HPはこちら→



事業者の皆さまへ！ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に！！

事業者の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で
確定申告書を作成する際にご利用になれます。



事業者の皆さまへのお願い

Point ①

事業者の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

！ e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

e-Taxソフト (WEB版) のご利用方法

STEP ① e-Taxソフト(WEB版)へアクセス

- ① e-Taxホームページにアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- ② 右上部「各ソフト・コーナー」をクリック
- ③ 「e-Taxソフト (WEB版)」をクリック
または

e-tax web ログイン



STEP ② 事前準備

e-Taxを初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出を行ってください。

既にe-Taxをご利用の方は、②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で給与所得の源泉徴収票の作成を行います (e-Taxソフト (WEB版) を初めて利用する場合のみ、③の手続が必要です。)

※事前準備の案内動画はこちら



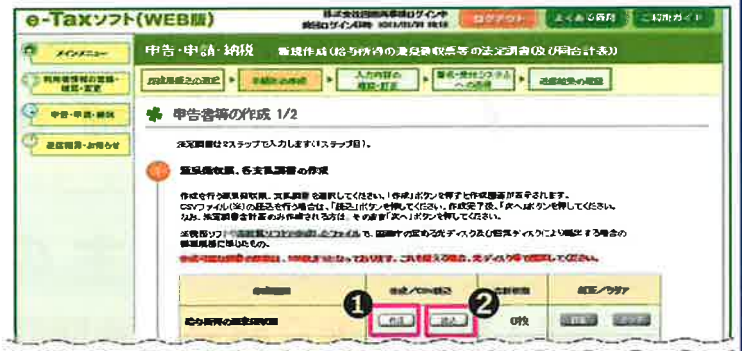
STEP ③ 源泉徴収票の作成・提出

【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。



！ 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

！ 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフトPCdesk (対応税務ソフトを含みます。)を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。

(eLTAXホームページ)



～～県税だより～～

不動産取得税ってどんな税金？

◆不動産取得税とは

不動産（土地、家屋）を売買、贈与、交換または建築などにより取得（登記の有無を問いません。）したときに課される県税で、市や町が毎年課税する固定資産税と異なり、一度だけ納めていただく税です。

◆税額の計算

$$\text{不動産の価格（課税標準額）} \times \text{税率（4\%）} = \text{税額}$$

不動産の価格

- ・土地や家屋を売買、贈与または…市・町の固定資産課税台帳に交換などによって取得したとき 登録されている価格
 - ・家屋を建築（新築、増築、改築）…固定資産評価基準により評価したとき した価格
- （購入した時に支払った代金や建築工事費などの金額とは関係ありません。「価格」はすべてこの評価額をいいます。）

税率の特例

- ・土地や住宅を、令和6年3月31日までに取得した場合は、税率が4%から3%に軽減されます。

（注）税額は原則として、上記の算式により計算しますが、不動産の価格から一定額を控除したり、税額から一定額を減額することによって、不動産取得税の負担が軽減される場合があります。

お問い合わせ先：加東県税事務所 課税第2課 Tel0795-42-9341

個人事業主のみなさまへ

個人事業税第2期分の納期限は 11月30日（木）です。

- ◎2期分の納付書は1期分とあわせて送付しております。ご注意ください。
- ◎納付には、便利な「口座振替」や「キャッシュレスによる納付」もご利用下さい。

納付は、お近くの金融機関、郵便局、県税事務所のほか、バーコードの印刷がある納付書（30万円以下のもの）については、全国のコンビニエンスストアで納めることができます。また、スマートフォン決済アプリを利用して納めることができます。詳しい納税方法は兵庫県のホームページをご確認下さい。
取り扱い金融機関、コンビニエンスストアは納付書裏面を参照ください。

お問い合わせ先：加東県税事務所 課税第1課 Tel0795-27-8727

軽油引取税について

◎軽油引取税は、ディーゼル車などの燃料である軽油の引取りに対して課される税です。
税率は1リットルにつき32.1円です

不正軽油は犯罪です!



- 不正軽油とは、軽油に灯油などを混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- 不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染の原因にもなります。
- 不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料の提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人も罰せられます。

お問い合わせ先: 加東県税事務所 課税第2課 Tel0795-42-9343

新入会員のご紹介

令和5年6月～令和5年9月に入会いただいた会員のうち
承諾していただいた方のみ掲載しております。

- 事業所名 エル・ワークス (黒田庄支部)
代表者 藤原博則
業種 電気・上下水道設備工事業

- 事業所名 税理士法人 サーティーズ 兵庫事務所 (八千代支部)
(本部 大阪市中央区)
代表者 社員税理士 霜浦暢祐
ご依頼 0795-20-7244
090-4301-5989(携帯)

八千代区に事務所を置く、国税出身の税理士事務所です。
皆さんのお役に立てば幸いです、よろしく申し上げます。



建築工事・土木工事・管工事・水道施設工事のスペシャリスト

OYAMA

有限会社 オオヤマ

代表取締役 大山 剛史

〒679-0316 兵庫県西脇市黒田庄町大門39-2
TEL. 0795-28-3102 FAX. 0795-25-5500

綿および化合繊・織物製造・販売

桑村繊維株式会社

多可郡多可町中区曾我井315番地

皆さん、今年の夏は暑かったですね。夏の定番のセミ、と言えばミンミンゼミですが、今年は暑さのせいか、朝・夕しか鳴かず、ヒグラシと一緒に鳴いていました。秋も深まりかけ、今は、耳をすませば時折ところが癒される鈴虫の音色に耳を傾ける季節ですが、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、へ〜と思う記事を見付けましたので、紹介させていただきます。世界でも、日本人とポリネシア人しか虫の声が聞こえない、と云うもの。

以下、「東京医科歯科大学」の角田教授の体験

1987年1月、キューバのハバナで開かれた第1回国際学会に参加した時の事、当時キューバでは戦時体制が続いており、西側諸国からの参加者は角田教授一人だった。開会式の前夜に歓迎会が開かれ、キューバ人の男性が力強いスペイン語で熱弁をふるう。しかし、会場を覆うほどの虫の声に気を取られていた、周囲の人に何という虫ですか、とたずねてみたが、誰も何も聞こえないという、私には蝉しぐれのよう聞こえるのだが。キューバ人の男女二人と一週間ともにし、毎日問うが虫の声が判らないままで終わった。「日本人と外国人の耳には違いがあるようだ。」と研究を始める。

人間の脳は、右脳と左脳に分かれ、それぞれ得意分野がある。右脳は音楽脳とも呼ばれ、音楽や機械音、雑音を処理する。左脳は言語脳と呼ばれ、人の話す声の理解など、論理的知的な処理を受け持つ、ここまでは世界共通であるが、虫の声を西洋人は音楽脳で雑音として処理するのに対し、日本人は言語脳で声として処理をしていることが分かった。

ここで日本人と限定しているのだが、中国にも容器に入れた虫を持ち歩き、時折耳に当て楽しむ文化がありますが、それ以上に熱狂したのが「闘蟋(とうしつ)」という興梔を戦わせる虫相撲が盛んです。現在でも虫を販売する商売が存在していますが、虫の声を楽しんでいるのかは疑問が残ります。日本語には、外国語にない擬声語・擬音語が3~5倍あると言われていています。例えば「雲がモクモク・ふわふわ」「風がそよそよ・ビュービュー」と言う様に、情景・状態に合わせて音のないものも言語として表現をする、日本人の生理的特徴、日本語の言語学的特徴、日本の自然観が我々の中に揃っているからだろう。

南米の日系人10人を集め調査の結果、9人が西洋型、1人が日本型だった。この1人は10歳になるまで父親が、徹底的な日本語教育を施したという、日本人や日系人、東洋人や西洋人といった人種・血筋ではなく日本語を最初に母国語として覚えたかによって決まる可能性は極めて高く、日本語と同じパターンは世界でもポリネシア語でしか見つかっていない。

なんだか不思議ですね。昨今、過疎化が進み、人の手が入っていないにも関わらず、昆虫も激減している、絶滅危惧種まで現れているそうです、こういった情景・情緒が色強く残っている地元が長くこの姿を維持できればいいのになと思います。



先染織物製造販売

内外織物株式会社

〒677-0055 兵庫県西脇市高松町570-1
TEL (0795)22-3204代

gamakatsu



がまかつ

信頼できる税理士による税の無料相談！

近畿税理士会西脇支部では、次のとおり毎月第二木曜日の午後1時から4時まで税務相談センターを開設しています。お気軽にご利用ください。（要予約）

【ご予約・お問合せ】 近畿税理士会西脇支部 ☎0795-22-5566
※お電話での税務相談は受け付けておりません

- 開催場所：西脇市 播磨内陸生活文化総合センタードウジウム
多可町 多可町役場
- 開催日時：12月14日(木) 午後1時から4時まで
1月11日(木) 午後1時から4時まで

近畿税理士会西脇支部

税理士法人 兵庫事務所 サークル 後藤会計事務所 税理士法人 桑村会計事務所 アカウネ 税理士法人 (五十音順)	吉泰三丸前前本藤深橋夏戸徳竹高高高霜柴篠小後桑岡遠上伊池池蘆明 住永宅山田崎坊本田尾梅田岡本橋橋瀬浦野原林藤村本藤山藤田田田石 いと智 真暁美寿享哲康尚英博 千加暢武正茂喜浩和康泰 博和裕徳 つし み子紀宏秀彦通宏保夫之秀雄文優明子祐郎裕夫司弥明夫弘優文史三男
--	---

池田和史公認会計士・税理士事務所

公認会計士・税理士 池田和史
税理士 池田博文

〒679-1327 多可郡多可町加美区市原487
TEL.0795-36-1623 FAX. 0795-36-1331
<http://www.ikedac-net/>

前田会計事務所

税理士 前田真秀

事務所 〒677-0015
兵庫県西脇市西脇773-20 1F
TEL(0795)23-1322 FAX(0795)23-6305
E-mail : maeda@maedataxacof.jp



アフラックは、2018年より「納税協会福祉制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

アフラック 姫路支社

Aflac

納税協会用フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

色々あるから総合保障。



経営者を取り囲むリスクは1つではありません。
まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。



※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

納税協会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン
総合型V

+ 一時金型
Mタイプ



(大同生命の
無配当入院一時金保険)

(大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V：

大同生命の無配当満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ：

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

姫路支社/小野営業所
兵庫県小野市中町323-3(田中第二ビル3F)
TEL 0794-62-3301

AIG AIG損害保険株式会社

姫路支店/
兵庫県姫路市豊沢町135(姫路大同生命ビル3F)
TEL 079-285-4731

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、
将来変更となることがあります。

◎この制度は、納税協会の会員のみご加入いただける制度です。ご
加入後に納税協会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害
保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものでは
ありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご
検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注
意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、
ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお
問い合わせください。

F-2023-0009 (2023年5月19日) 23-073011 2023-05